

新型コロナウイルス感染症対策 「市民が受けられる主な生活支援策」の制度概要についてお知らせします

広報大船渡 令和2年6月5日号

事業名称	実施区分	対 象	内 容	問い合わせ先
◇ 資金支援				
緊急小口資金特例貸付	受付中	休業などにより、収入の減少があり、緊急かつ一時的な資金が必要な世帯	【貸付上限】 ①学校などの休業、個人事業主などの特例の場合 20万円以内 ②その他の場合 10万円以内 【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子・保証人】無利子・不要	大船渡市社会福祉協議会 ☎0192-27-0001
生活支援臨時給付金	受付中	上記「緊急小口資金特例貸付」を受けた世帯	【支給額】緊急小口資金の貸付決定額の2割の額 【支給回数】1世帯1回 【申請期限】8月7日まで	大船渡市地域福祉課生活福祉係 ☎0192-27-3111(内線185)
特別定額給付金	受付中	基準日(本年4月27日)において、本市の住民基本台帳に記録されている人など	【支給額】支給対象者1人につき10万円 【申請期限】8月7日まで	大船渡市地域福祉課 特別定額給付金事務室 ☎0192-27-3111(内線400・401)
◇ 家賃支援				
生活困窮者住居確保給付金	受付中	離職、やむを得ない休業などにより経済的に困窮し、住居を失った人または失う恐れがある人(その他支給要件あり)	【支給額】 1人世帯 3万1千円、2人世帯 3万7千円など世帯人数に応じて上限額あり 【支給期間】 原則3カ月、要件を満たす場合は最長9カ月まで延長可能	大船渡市社会福祉協議会 ☎0192-27-0001
◇ 子育て世帯への支援				
ひとり親世帯臨時給付金	5/22 支給済	本年4月1日時点における児童扶養手当受給対象者 (全部支給および一部支給対象者)	1世帯3万円を支給	大船渡市子ども課子ども福祉係 ☎0192-27-3111(内線193)
子育て世帯への臨時特別給付金	6月中旬 支給予定	本年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している人	対象児童(平成16年4月2日から本年3月31日までに生まれた児童)1人当たり 1万円を支給	大船渡市子ども課子ども福祉係 ☎0192-27-3111(内線193)
◇ 感染者などへの支援				
傷病手当金 (国民健康保険および後期高齢者 医療制度)	受付中	給与の支払いを受けている被保険者で、感染、または感染の疑いにより、療養のため働くことができない人 ※ただし、働くことができなかった期間に給与が支払われなかった、または一部しか支払われていない場合に限る	【対象期間】 療養のため、働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間 【支給額】 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数× 2/3×支給対象日数(支給額の上限あり)	①国民健康保険について 大船渡市国保年金課国保係 ☎0192-27-3111(内線143) ②後期高齢者医療制度について 大船渡市国保年金課医療給付係 ☎0192-27-3111(内線148)
◇ 猶予・減免				
国民健康保険税などの減免	予定	感染により死亡または重篤な傷病を負った世帯、または、収入の減少が見込まれるなどの一定の要件に該当する世帯(介護保険料にあっては第一号被保険者)	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免 ※申請手続きの詳細は決まり次第、広報などで周知	大船渡市税務課諸税係 ☎0192-27-3111(内線153)
国民年金保険料の減免	受付中	本年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の免除などに該当する水準になる見込みの人	国民年金保険料を減免	①大船渡市国保年金課国民年金係 ☎0192-27-3111(内線145・146) ②一関年金事務所 ☎0191-23-4246
納税猶予、 公共料金などの支払猶予	受付中	①本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している人 かつ、 ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である人	国税・地方税・電気・ガス・電話料金・NHK受信料など、各種公共料金の支払を 猶予	①国税:国税局猶予相談センター ☎0120-945-430 ②県税:大船渡地域振興センター県税室 ☎0192-27-9912 ③各種公共料金:契約事業者まで
納税が困難な人に対する徴収猶予 の特例制度	受付中	①本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している人 かつ、 ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である人	本年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人 市民税、固定資産税、国民健康保険税などほぼ全ての税目	大船渡市税務課収納係 ☎0192-27-3111(内線158)
水道料金などの支払期限の延長	受付中	①収入が減少し、水道料金などの支払いが困難な人 ②感染または感染の疑いなどにより、水道料金などの支払い手続きが困難な人	水道料金、下水道使用料、漁業集落排水施設使用料の支払期限を7月31日 まで延長	大船渡市水道事業所 ☎0192-27-3111(内線174・205)

※上記支援制度の内容は5月25日時点のものであり、今後の情勢等の変化により内容の変更や新規制度の創設が行われる場合があります。制度の変更や追加があった際は、広報などでお知らせします。